

赤十字の担当窓口

(令和6年4月1日現在)

| 地区区分名 | 担当窓口 | 所在地 | 電話番号 |
|-------------|--------------|------------------------|--------------|
| 宇都宮市地区 | 宇都宮市社会福祉協議会 | 320-0806 宇都宮市中央1-1-15 | 028-636-1215 |
| 足利市地区 | 足利市社会福祉協議会 | 326-0064 足利市東砂原後町1072 | 0284-44-0322 |
| 栃木市地区 | 栃木市役所 福祉総務課 | 328-8686 栃木市万町9-25 | 0282-21-2201 |
| 佐野市地区 | 佐野市役所 社会福祉課 | 327-8501 佐野市高砂町1 | 0283-20-3020 |
| 鹿沼市地区 | 鹿沼市社会福祉協議会 | 322-0043 鹿沼市万町931-1 | 0289-65-5191 |
| 日光市地区 | 日光市社会福祉協議会 | 321-2522 日光市鬼怒川温泉大原2-6 | 0288-25-3070 |
| 小山市地区 | 小山市社会福祉協議会 | 323-0023 小山市中央町2-2-21 | 0285-22-9501 |
| 真岡市地区 | 真岡市役所 社会福祉課 | 321-4395 真岡市荒町5191 | 0285-81-6943 |
| 大田原市地区 | 大田原市役所 福祉課 | 324-8641 大田原市本町1-4-1 | 0287-23-8707 |
| 矢板市地区 | 矢板市役所 社会福祉課 | 329-2192 矢板市本町5-4 | 0287-43-1116 |
| 那須塩原市地区 | 那須塩原市社会福祉協議会 | 329-2705 那須塩原市南郷屋5-163 | 0287-37-5122 |
| さくら市地区 | さくら市役所 福祉課 | 329-1392 さくら市氏家2771 | 028-681-1160 |
| 那須烏山市地区 | 那須烏山市社会福祉協議会 | 321-0526 那須烏山市田野倉85-1 | 0287-88-7881 |
| 下野市地区 | 下野市社会福祉協議会 | 329-0414 下野市小金井789 | 0285-43-1236 |
| 上三川町分区 | 上三川町役場 健康福祉課 | 329-0696 上三川町しらさぎ1-1 | 0285-56-9128 |
| 益子町分区 | 益子町社会福祉協議会 | 321-4217 益子町益子1532-5 | 0285-70-1117 |
| 茂木町分区 | 茂木町役場 保健福祉課 | 321-3598 茂木町茂木155 | 0285-63-5631 |
| 市貝町分区 | 市貝町社会福祉協議会 | 321-3423 市貝町市塙1720-1 | 0285-68-3151 |
| 芳賀町分区 | 芳賀町社会福祉協議会 | 321-3307 芳賀町祖母井南1-6-1 | 028-677-4711 |
| 壬生町分区 | 壬生町社会福祉協議会 | 321-0214 壬生町壬生甲3843-1 | 0282-82-7899 |
| 野木町分区 | 野木町社会福祉協議会 | 329-0101 野木町友沼5840-7 | 0280-57-3100 |
| 塩谷町分区 | 塩谷町役場 福祉課 | 329-2292 塩谷町大字玉生955-3 | 0287-47-5173 |
| 高根沢町分区 | 高根沢町社会福祉協議会 | 329-1225 高根沢町石末1825 | 028-675-4777 |
| 那珂川町分区 | 那珂川町社会福祉協議会 | 324-0613 那珂川町馬頭560-1 | 0287-92-2226 |
| 那須町分区 | 那須町役場 保健福祉課 | 329-3292 那須町寺子丙3-13 | 0287-72-6917 |
| 日本赤十字社栃木県支部 | 組織振興課 | 320-8508 宇都宮市若草1-10-6 | 028-622-4327 |

- 赤十字では、市を「地区」、町を「分区」として組織しています。
- お問い合わせ等は、お住まいの地域の市・町の赤十字窓口（地区分区）または県支部へお願いいたします。

令和6年度

赤十字活動資金募集の手引き

会員募集にご協力いただく皆様へ

日頃から、日本赤十字社栃木県支部の活動に格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

日本赤十字社は「人道」の基本理念のもと、国際赤十字の一員としてジュネーブ条約等の国際人道法に基づき、人間の「いのちと健康を守る」活動（災害救護活動など）を実施しております。

この活動の基盤は、地域の赤十字活動をご支援いただける協力会員の皆様からの貴重な協力会費（寄付金）でございます。

日本赤十字社は、本年も5月を中心に全国的に展開される「赤十字運動月間」にあわせて、協力会員及び赤十字活動資金の募集を行う「赤十字会員増強運動」を実施いたします。

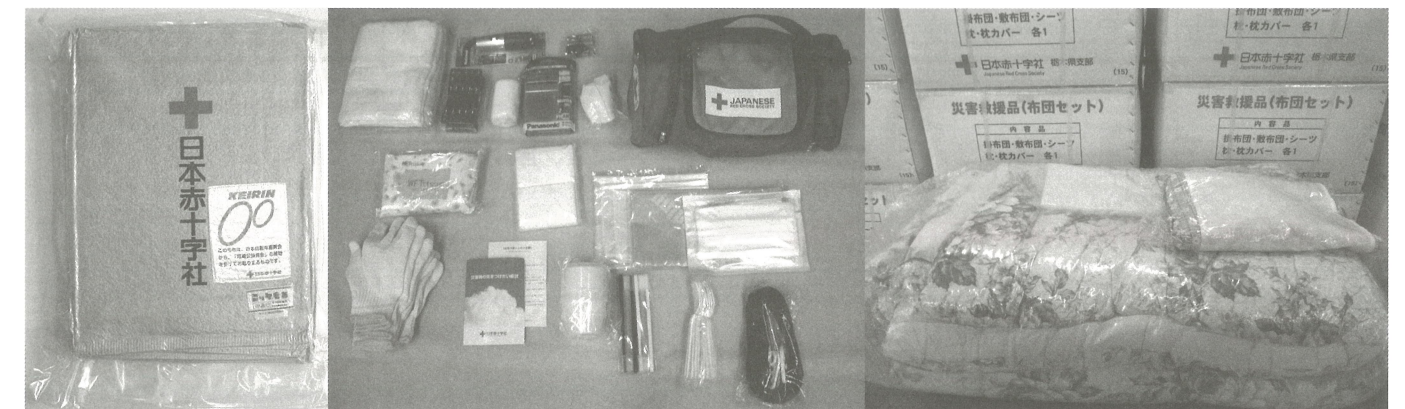
本運動の実施にあたりましては、地域の皆様方のご理解とご協力が必要不可欠でございます。

地域の皆様方には例年多大なるご尽力をいただいているところでございますが、本運動の趣旨をご理解いただき、本年もお力添えを賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

- ◆運動期間 令和6年5月の1か月間を中心に実施
※地域の状況により、他の時期に実施する場合がございます。

(参考：身近な赤十字活動)

大規模災害だけではなく、住宅火災などの際にも配付する災害救援物資



毛布

緊急(日用品)セット

布団セット



日本赤十字社 栃木県支部
Japanese Red Cross Society

会員（活動資金）募集の趣旨

日本赤十字社の活動は、国や県の補助に頼ることなく、地域の皆様からの活動資金（寄付）を唯一の財源としています。

大雨などの災害の頻発化や被害の甚大化などにより、赤十字事業の重要性が増加している一方で、活動資金の減少が続いております。

「いのちと健康を守る」活動を実施していくため、赤十字を支援していただける会員を募集し、赤十字活動の継続・強化を目指しております。

実施にあたっての留意事項

- 活動資金へのご協力は、皆様の自由なご意思によるものであるため、金額を指定したり、事前に金額やお名前等を記載する強制感のある募集はお控え願います。
- 赤十字活動のご周知と活動資金募集の際には、別刷りのチラシをご活用ください。（地域の状況に合わせて、チラシの配布や回覧等をお願いいたします。）
- 協力会員の皆様のご支援が赤十字活動の基盤でございます。地域における活動資金の募集にあたっては、従来と変わらず、協力会員としてのご協力（目安として年額500円以上のご協力）の呼び掛けを、何卒よろしくお願い申し上げます。
- 募集活動中に知り得た個人情報等については、他に漏らさぬよう厳守願います。
- 募集いただいた活動資金の送金先や送金方法については、本手引きの裏面のお住まいの地域の窓口からご連絡いたします。ご不明な場合は、お住まいの地域の窓口までお問い合わせ願います。

赤十字Q&A

Q 日本赤十字社は国の機関ですか。

A 国の機関ではありません。日本赤十字社は、日本赤十字社法（昭和27年8月14日法律第305号）という法律に基づいて設置された認可法人で民間の団体です。
認可法人とは、特別な法律に基づいて設立され、公共の福祉にかかわる事業を行う団体のことです。
日本赤十字社は、災害救護、救急法等講習、青少年やボランティアの育成、看護師等の教育、国際救援、医療・血液・社会福祉事業などの「いのちと健康を守る」活動を、国の内外で幅広く実施しています。

Q 赤十字の会員加入は強制でしょうか。

A そのようなことはありません。日本赤十字社は「会員を基盤とした活動資金募集制度」をとっており、協力会員のご寄付（協力会費）が活動資金となっておりますので、赤十字の趣旨や事業へのご理解を賜り、自由意思でご協力いただいております。

Q 活動資金は毎年協力しなければならないのですか。

A 赤十字活動は、その年度に募集した活動資金をもって賄うことを原則としています。
防災・災害救護などの赤十字活動のほとんどは、毎年継続し、かつ拡大と強化や中立性が求められています。活動資金は強制するものではありませんが、赤十字活動の公共性と特殊性へのご理解を賜り、毎年継続してご協力いただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

表彰制度

日本赤十字社への活動資金のご協力に対し、次のとおり日本赤十字社や国の表彰制度があります。

| 区分 | 種別 | 基準 |
|-----------|-----------|---|
| 日本赤十字社の表彰 | 特別社員章 | ・毎年2,000円以上の活動資金のご協力をいただき、その累計額が2万円以上に達したとき ・2万円以上の活動資金を一時に協力されたとき |
| | 支部長表彰状 | 活動資金の協力累計額が10万円以上に達したとき |
| | 銀色有功章 | 活動資金の協力累計額が20万円以上に達したとき |
| | 金色有功章 | 活動資金の協力累計額が50万円以上に達したとき |
| | 社長感謝状 | 金色有功章を受章後、さらに50万円以上の活動資金のご協力をされたとき |
| 国の表彰 | 厚生労働大臣感謝状 | 個人 100万円以上の活動資金のご協力をされたとき |
| | | 法人 300万円以上の活動資金のご協力をされたとき |
| | 紺綬褒章 | 個人 500万円以上の活動資金のご協力をされたとき |
| | | 法人 1,000万円以上の活動資金のご協力をされたとき |

税制上の優遇措置

日本赤十字社への活動資金のご協力に対し、次のとおり税制上の優遇措置が適用されます。

| 区分 | 措置の名称等 | 適用期間 | 措置の内容等 |
|----|-----------------|------------|---|
| 個人 | 特定寄付金 | 通年 | 寄付金の金額（ただし、上限は寄付者の年間所得総額40%まで）から2千円を差し引いた金額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。 |
| | 個人住民税にかかる寄付金 | 通年 | 総務大臣が毎年指定・公示する日本赤十字社の事業に対してなされる寄付金の金額（ただし、上限は寄付者の年間所得額の30%まで）から2千円を差し引いた金額の10%が、寄付者の住民税額から控除されます。 |
| | 相続税にかかる寄付金 | 通年 | 相続により取得した財産の全部または一部を寄付した場合、寄付した相続財産の価額は、相続人の納めるべき相続税の課税価格に算入されません。 |
| 法人 | 指定寄付金 | 4月1日～9月30日 | 財務大臣が毎年指定・公示する日本赤十字社の事業に対してなされる寄付金の全額を、寄付金の損金算入限度額にかかわらず、損金に算入することができます。 |
| | 特定公益増進法人に対する寄付金 | 通年 | 通常の寄付金の損金算入限度額とあわせて別枠で算出した「特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額」を、損金に算入することができます。 |

- ◆ 栃木県内在住者（個人）が日本赤十字社栃木県支部に対して赤十字活動への寄付をされた場合、県民税額や市町民税額から控除される場合がございます。
- ◆ 「個人住民税にかかる寄付金」及び「指定寄付金」については、適用期間内であっても、募集枠の関係で適用にならない場合があります。また、日本赤十字社栃木県支部へのご寄付に限られます。